

「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」 学則

（設置目的）

第1条 「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」（以下「本施設」という。）は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、本施設が実施する介護福祉士実務者研修（以下「本研修」という。）を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 本施設の名称は、「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」という。

（位置）

第3条 本施設は、「富山県高岡市野村 1548-1 看護・介護人材協同組合」に置くものとする。
2 面接授業は、「富山県富山市問屋町 1 丁目 3-18 協同組合 富山問屋センター」、「富山県高岡市二上町 166-2 万葉社会福祉センター」、「富山県小矢部市茄子島 226 福祉コミュニティ小矢部あいの風」、「富山県野々上 340 福祉コミュニティ呉羽あいの風」、「富山県魚津市宮津 110 新川文化ホール」、「富山県小矢部市鷺島 10 クロスランドセンター」、「富山県富山市新総曲輪 4 番 18 号 富山県民会館」「富山県高岡市京田 120 あいの風資格スクール」において実施する。

（修業年限）

第4条 本施設の修業年限は6ヶ月以上とする。ただし、介護職員初任者研修、訪問介護員研修1級、訪問介護員研修2級、介護職員基礎研修のいずれかを修了している場合は3ヶ月以上とする。

（入所定員及び学級数）

第5条 入所定員は、1学級の定員を10名～20名、学級数は9学級とする。

（養成課程及び履修方法）

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、下記のいずれかの履修方法を選択する。ただし、途中で履修方法を変更することはできない。

（1）eラーニングのシステムによる授業

配付された教材に沿って自己学習し、本施設が定めるeラーニングのシステムに示された学習課題のクリア、質疑応答及び面接授業その他適切な方法により行う。

（2）印刷教材による授業

配付された教材に沿って自己学習し、示された学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。

- 2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」という。）別表5に定める内容に準拠する。

（履修免除）

第7条 訪問介護員1級又は2級課程、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程を修了している者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）に基づき、別表に定めるところにより履修を免除することができる。

（学年、学期及び休業日）

第8条 ①6月1日～11月30日（高岡会場）、②6月1日～11月30日（高岡会場）、③6月1日～11月30日（富山会場）、④7月1日～12月31日（高岡会場）、⑤7月1日～12月31日（富山会場）、⑥7月1日～12月31日（魚津会場）、⑦8月1日～1月31日（高岡会場）、⑧9月1日～11月30日（高岡会場）、⑨10月1日～3月31日（高岡会場）を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

- 一 夏季休業 8月14日～8月16日
- 二 年末年始休業 12月30日～1月3日

（入所時期）

第9条 入所時期は、養成課程の開講日とする。

（入所資格）

第10条 入所資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

（入所者の選考）

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

（入所手続）

第12条 入所手続は、本施設が定める受講申込書に、本人であることを証明できる書類（免許証の写等）及び介護に関する研修（訪問介護員1級又は2級課程、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程に限る。）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

- 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。
- 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(在籍期限)

第14条 在籍期限は原則として1年以内とする。ただし、やむを得ない場合については手続きの上、2年までとする。

- 2 在籍期限が1年を超える場合は、事務手数料として3,000円(税込)申し受ける。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第15条 学習の評価は、科目ごとに国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、再度学習課題への挑戦及び評価を行う。

(1) eラーニングのシステムによる授業

各学習課題の評価は、70%以上を合格とする。70%未満の場合は、再度学習課題に挑戦(学習課題は、ランダムに提示される)し、合格するまではその学習課題は修了とならない。

(2) 印刷教材による授業

各学習課題のレポートの評価は、各100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。不合格の場合は、再度学習課題に挑戦し、合格するまでレポートの提出を繰り返す。ただし、レポートの再提出に関する郵送料等は受講者の負担とする。

- 2 介護過程及び生活支援技術については、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して評価する。
- 3 面接授業の場合において、授業開始から15分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第17条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を3分の2以上の出席に達しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。
- 4 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- 5 本施設を修了した者には、修了証明書を交付する。
- 6 修了証明書(実務者研修 試験センター提出用修了証明書、見込証明書含む)の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。ただし、再発行手数料として、1枚につき3,000円(税込、レターパックライト郵送料込)を申し受けるものとする。改姓など受講者都合による修了証の再発行についても、同様の扱いとする。

(受講料)

第16条 本施設の受講料は、第7条及び第12条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

- 一 既研修未受講者 100,000円(税込、テキスト代等を含む、以下同じ。)
- 二 訪問介護員2級課程 80,000円
- 三 介護職員初任者研修 80,000円
- 四 訪問介護員1級課程 50,000円
- 五 介護職員基礎研修課程 30,000円

2 在留外国人である受講者においては、読み方(ルビ)付きの教材の使用、英語教師による補助、翻訳ツールの使用のため、次の通りとする。

- 一 既研修未受講者 130,000円(税込、テキスト代等を含む、以下同じ。)
- 二 訪問介護員2級課程 110,000円
- 三 介護職員初任者研修 110,000円
- 四 訪問介護員1級課程 80,000円
- 五 介護職員基礎研修課程 60,000円

ただし、第6条における通信課程の履修方法については、eラーニングのシステムによる授業は読み方(ルビ)付きの対応ができないため印刷教材による授業のみ選択できる。

3 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、開講前の辞退申し出については、教材発注その他の開講準備に要する費用が発生するため、次に記載する返還額に応じて返還するものとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
それぞれの学級ごとに定められた受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日から開講14日前まで	受講料の半額
開講14日前を経過後	なし

4 「あいの風 介護福祉士実務者養成施設(通信課程)」オリジナル割引を行うこともある。

(補講)

第17条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、次回の研修で当該授業を受講することにより修了する。

2 有料にて補講を受講する場合は、1講義(1時間)3,000円(税込)とする。

(教職員の組織)

第18条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員、事務職員をおく。

(賞罰)

第19条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者

(情報開示)

第20条 以下の情報開示に関する事項についてはホームページ(www.ainokaze.ne.jp)にて開示。

- 1 設置者に関する情報
 - 一 設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先
 - 二 法人の代表者氏名
 - 三 実務者養成施設等以外の実施事業
 - 四 財務諸表
- 2 実務者養成施設等に関する情報
 - 一 実務者養成施設等の名称、住所及び連絡先
 - 二 実務者養成施設等の代表者の氏名
 - 三 実務者養成施設等の開設年月日
 - 四 学則等
 - 五 実務者養成施設等の研修施設、図書室（蔵書数を含む。）等の設備の概要
- 3 養成課程に関する情報
 - 一 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
 - 二 定員
 - 三 入所までの流れ（募集、申込、資料請求先）
 - 四 費用
 - 五 科目ごとのシラバス
 - 六 教員数、科目ごとの担当教員名（教員の氏名、略歴、保有資格）
 - 七 使用する教材
 - 八 通信課程における面接授業の実施地域
- 4 実績に関する情報
 - 一 卒業者の延べ人数
- 5 その他の情報
 - 一 その他、入所者又は入所希望者の選択に資する情報

(最小催行人数)

第21条 この講座の最少催行人数は5名とし、それ以下の場合は原則中止とする。この場合の受講料は、全額返還する。ただし、最少催行人数に満たない場合でも、面接授業が別コースとの合同実施可能と判断した場合は開講することがある。

(その他の事項)

第22条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

改	正	令和3年10月1日
改	正	令和4年9月1日
改	正	令和6年4月1日
改	正	令和7年2月1日
改	正	令和8年6月1日